

本省令の日本語訳は、日本の企業・個人の皆様がカンボジアの当該省令を理解するための参考資料として公開するものです。

法律上の問題に関しては省令のクメール語原文を参照してください。

JICA は、本省令日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）の内容の正確性について保証せず、利用者が本省令日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

カンボジア王国  
身分に関する政令

日本語訳

# 身分に関する政令

(政令 103 号 ANKbk)

2000 年 12 月 29 日

## 第1章

### 総則

#### 第1条

本政令の目的はカンボジア王国における身分関係の業務及び書式、それにその手続きについて規定する。

#### 第2条

身分は国籍を国に結び付けるとともに、社会においてある家族内における当人の実態を表し、それに当人の権利及び義務を発生させることである。

身分証書はカンボジア王国の法律の管轄下において住んでいるカンボジア国籍の人々及び合法的に生活している外国籍の人々の民法上の身分状況を記録する書面である。

身分証書は出生証書、結婚証書及び死亡証書を含む。

#### 第3条

身分登録簿への身分登録はカンボジア国民全員の義務である。

#### 第4条

身分登録簿への出生登録及び死亡登録に際して報告者及び／または証人、または本人が身分登録官の面前で行わなければならない。

身分登録簿への婚姻関係の登録は本人及び証人が身分登録官の面前で行わなければならない。

#### 第5条

カンボジア王国における身分関連の書式及び手続きは全国的に統一的に適用をしなければならない。

身分関連書式は本政令の付録に添付する。

#### 第6条

王族に関する身分登録は本政令の適用範囲外であり、その業務は王室大臣が担当する。

#### 第7条

身分証書の複写は公的に価値がないものとする。

身分登録官は複写した身分証書の上に証明をしてはならない。

身分証書の謄本または身分証書の抄本については本政令の第10章に規定する。

## 第2章 身分登録官

### 第8条

コミューンまたはサンカットの長はその管轄下の身分登録官である。

コミューンまたはサンカットの長が不在の時、職位に基づき、それぞれの次長にその権限を書面で委任をしなければならない。

コミューンまたはサンカットの長が死亡またはその職から解任された場合は、職位に基づき、その次長が身分登録官となる。

### 第9条

身分登録官の役割は次のとおりである。

- 出生関連事項、婚姻関連事項、死亡関連事項の身分登録簿への登録及びその監督
- 当年度における身分に関する謄本またはその抄本の発行
- 本政令の第13条に規定されている条件に基づく当年度内における身分登録簿のスペルの訂正
- 結婚の許可、火葬または土葬の許可
- 担当業務の身分関連事項に対する責任
- 身分証書上の署名及び押印
- 裁判所の確定判決または法規の規定に基づく身分関連事項の訂正または否認
- 身分登録簿の種別の厳重な保管、追跡可能な管理
- 過去年度の身分登録簿を管轄の市役所またはカンの役場に一部、及び管轄の地方裁判所に一部送付する
- 管轄の住民に対して身分登録に関連する義務を教育し、住民が身分関連の届や申請等の便宜を図る
- 毎月のコミューンまたはサンカットの出生、結婚、死亡、家族数及び住民の人数の集計を行い、毎年度末のこれらのデータを管轄の市またはカンに報告する。
- 必要性に応じて、身分関連事項について当局者と連携をする。

### 第10条

外国駐在のカンボジア王国大使館や総領事館もしくは領事館などでの身分関連事務の実施はカンボジア王国内における身分関連事務の実施と全く同じである。

必要があった場合は内務大臣と外務・国際協力大臣が共同省令で追加の指導要領を制定する。

### 第11条

外国駐在のカンボジア王国大使館または総領事館若しくは領事館において、外務・国

際協力大臣の任命で1名の職員を身分登録業務に従事させなければならない。またその旨を内務大臣に通知しなければならない。

その身分登録官の仕事のやり方については内務省と外務・国際協力省間で協議をしなければならない。

### 第3章 身分登録簿について

#### 第12条

各コミュニオンまたはサンカットにおいて、出生、結婚、死亡を記録する身分登録簿を備え、また出生証明書、結婚証明書及び死亡証明書を発行しなければならない。

当該登録簿は内務大臣のプラカス（省令）によって規定されている書式に従って、項目別に2部ずつ備えなければならない。

当該登録簿には総ページ数及びページ番号を1ページ目から最終ページまで記入しなければならない。1ページ目と最終ページには番号を文字表記にし、コミュニオンまたはサンカットの長が通常の署名をしなければならない。2ページ目及びその他のページは略式署名をし、全ページにコミュニオンまたはサンカットの長の公印を押さなければならない。

#### 第13条

すべての身分登録簿を修正したり、消したり、線で削除したり、文字を挿入したりしてはならない。修正したり、削除したりした場合は左マージンの部分に赤ペンで、「何文字の削除を認める」、「何文字の挿入を認める」などを記載し、身分登録官、報告者及び／または証人、及び／または本人が署名するか、左親指の押捺をしなければならない。

記載の間違いがあったページについてはそのまま保存し、それを破いたりしてはならない。

#### 第14条

身分登録簿は各年度の1月1日から使用し、12月31日に閉めなければならない。

次年度の1月に身分登録官は身分登録簿を監査及び保存のために、各種登録簿を1冊ずつ管轄の市若しくはカンに送付し、残りの1冊ずつは管轄の地方裁判所の送付をしなければならない。

外国駐在の大使館、総領事館及び領事館で使われている身分登録簿は次年度の1月に外務・国際協力省を通じて1冊ずつ内務省に送付し、残りの1冊ずつは司法省に送付をし、それぞれ保存をしなければならない。

#### 第15条

身分登録官は各種登録簿及びそれに関連する資料をきちんと保存し、また各人の秘密を守らなければならない。

安全に保存の担保ができないコミューンまたはサンカットの役場において、当該コミューンまたはサンカットの身分登録官が身分登録簿を管轄の市またはカンの役場で保存をしなければならない。身分関連証書を作成するとき、身分登録官がその管轄の市またはカンの役場へ出向き、コミューンまたはサンカットで行うときと同じ要領で作成をしなければならない。

#### 第 16 条

内務省は全国的に身分関連業を統一的行えるために、身分登録官の育成を行い、また身分登録簿及び身分証書用紙を必要な量で、迅速に身分登録官に供給をしなければならない。

### 第 4 章 出生証書

#### 第 17 条

子供が生まれたとき、父母が 30 日以内に、その旨を定住居住地の管轄のコミューンまたはサンカットの役場の身分登録官に報告し、嫡出子か非嫡出子かを明確にして出生簿登録をしてもらわなければならない。嫡出子の場合は父母の結婚証書を見せなければならない。

父母が用事等で行けない場合は、子供が生まれたことを直接見又は聞きした親戚又は隣人に依頼をし、その父母の結婚証書を持参して規定の期間内に出生登録簿に登録をしてもらわなければならない。

#### 第 18 条

幼児の氏は家系代々の氏をとってもいいし、父親側の祖父の名前をとってもいいし、父親の名前をとってもいい。

父母または保護者が子供の名前を決める。

#### 第 19 条

捨てられた幼児を拾った人は拾った場所の管轄のコミューンまたはサンカットの身分登録官に引き渡さなければならない。身分登録官はその旨の報告書及びその幼児の出生簿を作成し、必要な場合は氏名を決め、また生年月日については保健省の職員の意見を聞いて推定し、さらに父母の氏名の欄には不明と記載しなければならない。

その幼児を養子として迎え入れる人がいた場合はその幼児の氏は養親の氏を取らなけ

ればならない。

その幼児を養子として迎え入れる人がいない場合は身分登録官はその幼児を近くの幼児保護センターまたは孤児院に上記の報告書及び出生証書を添えて引き渡さなければならない。

## 第20条

幼児保護センターまたは孤児院で養育を受けている幼児又は児童で、出生証書を持っていない子については当該センターまたは孤児院がその幼児または児童を管轄のコミュニケーションまたはサンカットの身分登録官の所へ連れて行き、出生登録を行い、出生証書をもらわなければならない。

## 第21条

幼児保護センターまたは孤児院から養子をもろうとき、または拾った幼児を養子にするとき、若しくは幼児の父母から養子をもろうときは施行されている関係の法規に従わなければならない。

上記の養子についてはその旨を身分登録簿に記載をしなければならない。

## 第22条

囚人が子供を産んだ場合は、子供の出生地は母親若しくは父親の住所地とする。

## 第23条

非嫡出子についても身分登録簿に登録をしなければならない。出生証書を作成するとき、もし親が婚姻関係がなく、両方とも自分の子であると認知をした場合は身分登録官はその方々が幼児の親であるとみなさなければならない。

もしその認知は片方からしかない場合はその方のみが親であるとみなす。

未認知の片方があとから認知をしたい場合はその認知を訴えを起こすことができる。

非嫡出は身分登録後に親が婚姻届をした場合は嫡出子となる。

子供の認知は婚姻関係登録前でも、登録後でも、あるいは同時でも行うことができる。

## 第24条

出生登録後、身分登録官は出生証書の正本を一部、それに報告者の請求枚数の謄本をその報告者に交付をしなければならない。

## 第25条

子供が出生し、30日以内に報告をし、出生登録をしていない場合は親または保護者が管轄の裁判所から判決をもらわなければならない。

父母若しくは保護者がその判決を持って管轄のコミューンまたはサンカットの身分登録官に出生登録をしてもらわなければならない。

必要があった場合、内務大臣及び司法大臣が追加のガイドラインを出さなければならない。

## 第26条

外国で合法的に在住しているカンボジアの父母から誕生した子、またはカンボジア人の父親と外国人の母親から誕生した子、または外国人の父親とカンボジア人の母親から誕生した子については、その父母が当該国での法律に基づいて出生届けを出すことができる。カンボジア王国への帰国後は当該国が発行した出生証書に基づいて居住地の管轄の身分登録官に出生登録を行い、国籍についてはカンボジア王国の国籍法に基づくものである。身分登録官は提出された出生証書を保管し、新しい出生証書の謄本を交付しなければならない。

父母が当該国駐在のカンボジア王国大使館、または総領事館あるいは領事館に出生登録を行った場合は、カンボジアへの帰国後はその時受領した出生証書を公的に利用することができる。

## 第27条

カンボジア王国に合法的に永住している人及び合法的に在住している外国人はカンボジア王国内で子供を出生した時は定住の住居地の管轄のコミューンまたはサンカットの役場で身分登録簿に登録をすることもでき、またはカンボジア王国駐在の自国の大使館または総領事館若しくは領事館でその出生登録を行うこともできる。もしコミューンまたはサンカットの役場で出生登録をした場合は父母の氏名及び子供の氏名についてはクメール語とローマ字表記を併記しなければならない。

子供の国籍についてはカンボジア王国の国籍法に基づくものである。

## 第5章

### 結婚証書

## 第28条

結婚をしようとする男女は女性側の住居地の管轄のコミューンまたはサンカットの役場に結婚許可の申請をしなければならない。身分登録官はカンボジア王国の婚姻家族法の条件に基づいて厳格に申請書を審査しなければならない。

## 第29条

身分登録官は予定している結婚発表書面の1部を女性側住居地の管轄のコミューンま



たはサンカットの役場に公示をし、2部を男性側の住居地の管轄のコミューンまたはサンカットの役場に送り、役場で公示をするとともに、男性側の住居に貼らなければならない。

その発表書面には下記のことを記載しなければならない。

1. 結婚予定の男女の氏名、年齢、職業及び住所
2. 結婚予定の男女の両親の氏名、年齢、職業及び住所。死亡の場合は死亡と記載する
3. 異議申立期間

当該結婚の利害関係者がこの婚姻関係に同意せず、異議申し立てができるようにするために、本結婚発表書面の公示は結婚式の日の前の10日間公示をしなければならない。

10日間が経過し、異議申し立てがない場合は予定通り結婚をすることができる。異議申し立てがあった場合は、当局者が本件の異議申立てを完全に解決した後でなければ結婚をすることができない。

### 第30条

婚姻関係は女性側の住居地の管轄であるコミューンまたはサンカットの役場の身分登録官の面前でその旨を婚姻登録簿に登録することによって適法となる。

婚姻契約書は婚姻登録簿に記載をし、身分登録官、当事者及び証人2名が拇印を押捺しなければならない。

### 第31条

結婚予定の夫婦は結婚を報告し、婚姻登録簿への登録を申請した場合は、身分登録官が婚姻登録簿に登録し、結婚證書の正本及び当事者の請求枚数の謄本を夫婦当事者に交付しなければならない。

### 第32条

外国で合法的に居住できるカンボジア国民同士若しくはカンボジア人と外国人との結婚許可申請については、当該外国で駐在のカンボジア王国の大使館または総領事館若しくは領事館の身分登録官の面前で行わなければならない。

カンボジア同士若しくはカンボジア人と外国人との結婚が当該外国の法律に適法で行われた場合はカンボジア王国の法規に違反しない場合はその結婚をカンボジア王国でも公的に認める。その結婚證書若しくは結婚證書の謄本を当該外国駐在のカンボジア王国の大使館または総領事館若しくは領事館に提出をし、婚姻登録簿に登録しなければならない。またカンボジア王国に居住するときはその居住地の管轄のコミューンまたはサンカットの役場にその婚姻関係を登録しなければならない。当該外国駐在のカンボジア王国の大使館または総領事館若しくは領事館はその結婚證書の謄本を保管し、新しく登録された婚姻登録簿の謄本を当事者の利用のために交付をしなければならない。

### 第33条

カンボジア王国に合法的に永住している人または合法的に在住している外国人とカンボジア人との間の結婚はカンボジア王国の法律に基づいて行わなければならない。

### 第34条

カンボジア王国に合法的に永住している人及び合法的に在住している外国人は永住者または居住の外国人との結婚は自国の婚姻に関連する法律に基づいて行うことができるが、身分登録官にその結婚の場所と日時を知らせて許可をもらわなければならない。

結婚をするとき夫婦はカンボジア王国駐在の自国の大使館または総領事館若しくは領事館に、もしあれば、それを登録することもできるし、それともカンボジアの法律に基づいて身分登録官に登録をしてもらうこともできる。

外国人の氏名の登録については、クメール語とローマ字表記を併記しなければならない。

## 第6章

### 死亡証書

### 第35条

死亡者が出た場合はその遺族、または親族、または隣人、またはその死亡者が所属している機関の義務者はその死亡者の住居地の管轄のコミューンまたはサンカットの身分登録官に届けをしなければならない。

その死亡の原因は一般の疾病または老死、または自然災害などで殺人事件と関係の疑いがない場合は、身分登録官は火葬または土葬の許可を出さなければならない。

死亡登録簿へ登録及び死亡証書の発行は死亡日から15日以内に行わなければならない。

社会に危険をもたらすような伝染病で死亡した場合は、直ちに病院や衛生当局に報告をしなければならない。病院または衛生当局の決定に基づいて身分登録官が火葬または土葬の許可をしなければならない。

### 第36条

死亡した人の死亡原因に何らかの形で殺人犯罪と係る疑いがあるときは、身分登録官または関係者は直ちに死亡場所の管轄の当局者に通知し、専門の当局者に捜査や鑑定などを迅速に行なわせなければならない。担当の当局者からの決定を受けてから身分登録官が火葬や土葬の許可を出さなければならない。

### 第37条

あるコミューンまたはサンカットのカンボジア国民が別のコミューンまたはサンカットで死亡した場合は死亡した場所のコミューンまたはサンカットの身分登録官は死亡者の住居地のコミューンまたはサンカットの身分登録官に通知し、その身分登録官が死亡者の親族に通知して、遺体を受け取り、葬儀などを行うとともに、死亡者の住居地の役場で死亡の登録をしてもらわなければならない。

もし死亡者に親族がない場合は死亡したところのコミューンまたはサンカットの身分登録官は火葬または土葬を行い、死亡登録をしなければならない。

### 第38条

刑務所内で囚人が死亡した場合は、刑務所の責任者は関係当局者及びその囚人の常住居住地の管轄のコミューンまたはサンカットの身分登録官に書面で通知をし、死亡登録をしてもらわなければならない。

### 第39条

死亡の届けがあった場合は身分登録官は死亡登録をし、死亡証書の正本を一部及び届出人の請求の部数の死亡証書の謄本を届出人に交付しなければならない。

### 第40条

死亡が15日を経過し、死亡登録の届け出をしていない場合において、遺族は地方裁判所から判決をもらい、死亡者の住居地の管轄のコミューンまたはサンカットで死亡登録をしてもらわなければならない。

### 第41条

外国で合法的に生活をしているカンボジア人が死亡をした場合はその家族、親族、隣人若しくはそれを直接見た人が当該外国の法律に基づいて当該外国での死亡登録を行うことができる。カンボジア王国に帰国をした場合は当該外国が交付をしていた死亡証書を持って死亡者が当該外国へ行く前に住んでいた住所地のコミューンまたはサンカットへ行って死亡登録をしなければならない。

身分登録官は提出された死亡証書の謄本を保管し、新しい死亡証書を届出人に交付しなければならない。

当該外国駐在のカンボジア王国の大使館または総領事館若しくは領事館において、すでにその死亡登録をした場合は、カンボジア王国に帰国後も交付された死亡証書を公的に利用することができる。

### 第42条

カンボジア王国に合法的に永住している人及び合法的に在住している外国人はカンボジア王国内で死亡をした場合は、その家族または親族若しくは責任者はその死亡者が死亡する前に定住した住所地の管轄のコミューンまたはサンカットの役場でその死亡登録をすることができ、またはカンボジア王国駐在のその死亡者の国の大使館または総領事館若しくは領事館でその死亡登録をすることもできる。

もしコミューンまたはサンカットの役場でその死亡登録をした場合は外国人の氏名についてはクメール語とローマ字表記を併記しなければならない。

## 第7章 出生証明書

### 第43条

カンボジア国民で本政令が施行される前に出生し、出生証書を持っていない場合は定住の住居地の管轄のコミューンまたはサンカットで新しい書式に基づいて出生登録を行うことができる。その場合は出生証明書作成をしようとする人の経歴をよく知り、その人の誕生から同じ地域に住んでおり、信用できる2人の成人が身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

給料をもらっている国家公務員または年金受給者については給料に係る書類や年金受給書類などを持参し、出生登録簿に生年月日などを登録しなければならないが、その生年月日は当該関連資料と異なってはならない。

### 第44条

出生登録の申請があった場合は、身分登録官が登録をしなければならない。また登録完了時、身分登録官の署名付きの出生証明書の正本を1部、それに届者の請求枚数の出生証明書謄本を当事者に交付をしなければならない。

## 第8章 結婚証明書

### 第45条

カンボジア国民で本政令が施行される前に、すでに夫婦になっているが、結婚証書を持っていない人はその夫婦当事者が定住の住居地の管轄のコミューンまたはサンカットで新しい書式に基づいて婚姻登録を行うことができる。その場合は婚姻登録をしようとする夫婦のことをよく知り、その人と同じ地域に住んでおり、信用できる2人の成人が身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

#### 第46条

夫婦本人が婚姻登録をしに来た場合は、身分登録官が婚姻登録簿に登録をし、完了後は身分登録官の署名付きの結婚証明書正本を1部、それに夫婦本人の請求枚数の結婚証明書謄本を交付をしなければならない。

### 第9章

#### 死亡証明書

#### 第47条

カンボジア国民で本政令が施行される前に、すでに死亡し、死亡証書がない場合は、その死亡者の親族が自分の定住の住居地の管轄のコミューンまたはサンカットで新しい書式に基づいて死亡登録を行うことができる。その場合はその死亡を直接見聞きし、死亡者と同じ地域に住んでおり、信用できる2人の成人が身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

#### 第48条

死亡登録申請があった場合は、身分登録官が死亡登録簿に登録をし、完了後は身分登録官の署名付きの死亡証明書正本を1部、それに申請人人の請求枚数の死亡証明書謄本を交付をしなければならない。

### 第10章

#### 身分登録簿の謄本または抄本

#### 第49条

身分証書の謄本と抄本には出生証書の謄本と抄本、結婚証書の謄本と抄本、死亡証書の謄本と抄本、出生証明書の謄本と抄本、結婚証明書の謄本と抄本、死亡証明書の謄本と抄本がある。

謄本の内容は身分証書の原本と同じものでなければならない。身分証書の抄本には申請人の請求の主な内容を身分登録簿から書き写さなければならない。

#### 第50条

身分証書の謄本または抄本の申請人は身分証書の原本を持参しなければならない。書き写しの際には保管されている原本から行わなければならない。身分証書の原本をなくした場合は、身分登録官は当年度にコミューンまたはサンカットの役場で保存されている身分登録簿から書き写さなければならない。何らかの理由で身分登録簿が消滅し、その消滅についてきちんとした記録があった場合で、しかも内務省及び司法省の共同ガイドラインが

あった場合は申請人が持っている身分証書から書き写すことができる。

#### 第51条

当年度の身分証書の謄本または抄本の申請はコミューンまたはサンカットの役場で行い、謄本または抄本には身分登録官が署名し、かつコミューンまたはサンカットの長が承認の署名をしなければならない。

#### 第52条

過年度の身分証書の謄本または抄本の申請は管轄の市またはカンの役場、若しくは地方裁判所で行わなければならない。

市またはサンカットの役場で身分登録簿の謄本または抄本を申請をした場合は身分登録簿保管管理官が署名をし、市またはカンの長が承認の署名をしなければならない。

地方裁判所で身分登録簿の謄本または抄本を申請をした場合は当該裁判所の書記官が署名をし、所長または所長の代行が承認の署名をして、公印を押さなければならない。

#### 第53条

外国で合法的に生活をしているカンボジア人で、身分登録を当該外国駐在のカンボジア王国大使館または総領事館若しくは領事館で身分登録を行った場合において、身分証書の謄本または抄本を申請するとき、当年度であれば、当該外国駐在の大使館または総領事館若しくは領事館で行わなければならない、謄本または抄本には担当の身分登録官が署名をし、大使または総領事若しくは領事が承認の署名をして、公印を押さなければならない。

過年度の身分証書の謄本または抄本の申請は過年度の身分登録簿を保管している内務省若しくは司法省で行わなければならない。

### 第11章

#### 身分関係の業務についての法律上の責任

#### 第54条

本人及び証人は自分たちが見聞きしたことを身分登録官に対して誠実に各種の証言をしなければならない。

#### 第55条

身分登録官は身分証書の作成について国民のために誠実に行わなければならない。身分証書の作成について共謀若しくは意図的に偽造をした身分登録官は法律に基づいて罰金刑及び刑事罰に処する。

偽造された身分証書は回収をし、裁判所に訴追をし、法律に基づいて処罰されなけれ

ばならない。

## 第12章 身分関係の予算

### 第56条

身分登録簿及び身分証書の印刷、並びに身分登録官の人材育成については国の予算によって賄う。

### 第57条

内務省は身分登録簿及び身分証書の印刷、並びに身分登録官の人材育成の年度の予算案を作成しなければならない。

### 第58条

出生証書及び死亡証書は無料とする。

結婚承認申請及び婚姻登録、出生証明書申請、結婚証明書申請、死亡証明書申請は申請者が規定の用紙代を負担する。

身分関係の謄本または抄本の申請については、コミュニンまたはサンカットの費用及び国庫収入として、申請者が用紙代を負担し、申請書には収入印紙を貼らなければならない。

用紙代及び収入印紙の金額については経済財政大臣及び内務大臣の提案で、政令として制定する。

## 第13章 経過規定

### 第59条

身分の証明申請、出生証明のための登録簿への登録、結婚証明のための登録簿への登録、死亡証明のための死亡登録簿への登録はカンボジア国民にのみ適用し、本政令の施行日から3年間とする。本期間を経過した場合で、出生証書または死亡証書を有しないカンボジア国民は居住地の管轄の地方裁判所から判決をもらい、管轄のコミュニンまたはサンカットの身分登録官に申請し、登録をしなければならない。結婚証書関係については配偶者が任意でその申立てをすることができる。

### 第60条

ある人物の身分証書を別の人物の身分証書として利用することを固く禁止する。

#### 第61条

古い時代の古い法律で作成された身分証書及び1978年以降に作成された身分証書で、現在もそれを保存している人は今後の利用のために、それを持って身分登録官に提示し、新しい制度に基づいて身分登録を行わなければならない。

#### 第62条

古い身分証書に何らかの形で不適法と判断した場合は、身分登録官はそれを回収し、当事者に対して新制度に基づいて登録を行うように指導をしなければならない。

#### 第63条

各種身分関係の登録を2回以上または複数個所での登録を固く禁じる。

### 第14章

#### 罰則規定

#### 第64条

身分登録官に不実の報告をした者、または他人の身分証書を自分のものであると偽って利用した者、または同じ役場において2回以上の身分登録を行なった者、またはカンボジア王国内で複数の役場で身分登録をした者、または偽造の身分証書を利用した者は法律の基づいて罰金刑及び刑事罰に処する。

#### 第65条

身分登録を申請した国民と共謀または共犯または偽造をした身分登録官、または規定の金額より多く請求をした身分登録官は法律の基づいて罰金刑及び刑事罰に処する。

### 第15章

#### 最終規定

#### 第66条

この政令に反するすべての規定は無効とする。

#### 第67条

閣僚評議会担当大臣、内務省共同大臣、司法大臣、外務・国際協力大臣、経済財政大臣、各省庁の次官は下記の署名日から適用する。



プノンペン市、2000年12月29日

首相      フンセン